

令和7年度

包括外部監査結果報告書
(概要版)

観光振興施策及び産業雇用振興施策に係る財務事務について

令和8年3月

奈良県包括外部監査人
公認会計士 福竹 徹

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
	（1）監査の対象	1
	（2）監査対象期間	1
3	特定の事件の選定理由	1
4	外部監査の方法	2
	（1）監査の対象範囲	2
	（2）監査要点	2
	（3）主な監査手続	2
5	外部監査の実施期間	3
6	外部監査人補助者の資格及び氏名	3
7	利害関係	3
第 2	包括外部監査の結果及び意見	4
1	調査の概要	4
	（1）監査対象業務の選定方法	4
	（2）監査の方法	5
2	監査報告における「結果」と「意見」の判断基準	5
3	結果及び意見の要約	6
	（1）監査対象事業と結果及び意見	6
	（2）複数の所管課に共通する事項	9
	（3）産業部観光局	10
	（4）産業部	14
第 3	総括的な所見	17
1	目標設定と効果検証の不備	17
2	収支構造の脆弱性と公共的施設としての意義	18

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

観光振興施策及び産業雇用振興施策に係る財務事務について

（2）監査対象期間

令和6年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度の一部についても監査対象とする。

3 特定の事件の選定理由

日本政府観光局が発表した統計データによると、令和6年に訪日観光客の8.8%が県を訪問しており、都道府県別で上から7番目の値となっている。これは、日本初の世界遺産である「法隆寺地域の仏教建造物」をはじめ、県には豊富な「観光資源」が存在することが要因であると考えられる。このような強みを活かし、新型コロナウイルス感染症の拡大前まで順調に観光客数は増加し続け、令和元年には4,502万人を記録するにいたった。新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年、令和3年の観光客数はそれぞれ2,623万人、2,415万人と半分近くまで減少したが、新型コロナウイルス感染症の感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号））上の位置付けが5類感染症となった令和5年の観光客数は3,991万人にまで回復している。県は、令和3年7月に「奈良県観光総合戦略」を策定し、令和7年度までの5年間で観光消費額を2,100億円に引き上げるなどの積極的な目標を設定した。この目標値は、令和元年の過去最高数値である1,807億円を16%も上回る水準である。この目標達成を推進するために令和6年5月に県は新たに観光戦略本部を設置し、観光分野における高い付加価値の提供を通じて県内の多様な分野に経済効果を波及させ、地域の活性化と県の経済の持続的かつ飛躍的な発展につなげていくことを目指している。

また、県の人口は平成11年から26年間にわたって減少し続けているが、県内の産業基盤の強化が課題となっていることがその要因の一つとなっている可能性がある。実際、県外就職者比率は都道府県別で上から4番目に高く、3割弱が県外で就職している。上述した県が強みを持つ基幹産業である観光分野の発展は、これらの課題の解決の手段となる可能性があると考えられるが、それ以外にも、令和2年に

策定した「奈良新『都』づくり戦略」において、地域経済活性化や地域雇用戦略を目的とした様々な施策を実施している。

このように、地域活性化とそれによる県の発展のために、観光振興施策及び産業雇用振興施策に係る財務事務は重要な役割を果たしており、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象範囲

観光振興施策及び産業雇用振興施策に係る財務事務を監査対象とする。対象部署は一般会計及び特別会計の部局とする。

(2) 監査要点

- ① 事業の目的に整合する合理的かつ明確な目標値を設定しているか。
- ② 事業の活動と効果に因果関係があることを分析しているか。
- ③ 事業の執行に際して、法令や規程等を順守しているか。
- ④ 事業の執行に際して、経済性・効率性を追求しているか。
- ⑤ 他の部署との連携や情報共有が合理的に図られているか。

(3) 主な監査手続

(合規性の観点)

次の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかに関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 支出負担行為や支出命令等の手続が法令、規則、規程に基づく方法で実施されているか。
- ・ 業務の成果が仕様を満たしているかを確認しているか。
- ・ 委託先等から提出された資料の根拠資料を確認しているか 等

(経済性、効率性等の観点)

次の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかに関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 事業の必要性の検討や、効果測定が実施されているか。
- ・ 事業費の低減に向けた取り組みが実施されているか 等

5 外部監査の実施期間

自令和7年7月3日 至令和8年3月31日

6 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	江見 拓馬
公認会計士	藤原 光貴
公認会計士	伊藤 亮
公認会計士	中村 厚志
公認会計士	廣納 なつみ
公認会計士	守谷 義広
日本公認会計士協会準会員	増村 有咲
日本公認会計士協会準会員	眞鍋 大輝

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の結果及び意見

1 調査の概要

(1) 監査対象業務の選定方法

① 監査対象部署の選定

観光振興施策を担当している産業部観光局及び産業雇用振興施策を担当している産業部を監査対象とした。

② 母集団の作成

母集団は、県より入手した令和6年度の歳出執行明細データ（令和7年7月15日現在）を利用した。当該歳出データは支出負担行為ごとに作成されるため、事業名で集約し、事業ごとの執行額を把握した。直近で監査対象となった事業については、母集団から除外している。母集団から除外した事業は、次のとおりである。

事業名	執行額（千円）
車券払戻金等	26,123,779
場外発売場事務負担金	3,672,166
制度融資利子補給補助金（コロナ県単独分（R2 融資分））	2,917,120
保証料補給金（コロナ県単独分（R2 融資分））	2,572,074
競輪施設整備基金積立金	1,302,482
企業立地促進補助事業	970,000
経営指導員等職員設置事業	945,333
制度融資利子補給金（コロナ国対応分（R2 融資分））	931,065
通常開催競輪（物件費）	777,168
（公財）JKA 交付金	693,161
繰出金	510,000
燃料価格激変緩和対策事業	418,235
通常開催競輪（物件費）	351,084
（公財）JKA 競技会実施負担金	299,906
（公社）全国競輪施行者協議会負担金	291,176
保証料補給金（通常分）	222,754
宿泊施設立地促進事業（補助金）	200,000
運輸事業振興助成交付金	164,654
制度融資利子補給金（通常分）	118,013
地域産業振興センター補助事業（人件費）	116,570
県内宿泊施設支援給付事業（補助費）	75,790
政策推進事業	75,755
制度融資利子補給補助金（コロナ県単独分（R5 融資分））	71,309
研究開発補助事業（補助費）	70,196

事業名	執行額（千円）
奈良県中小企業団体中央会補助（人件費）	61,619
施設補修費	61,219
職業能力開発協会補助金	39,200
制度融資利子補給補助金（コロナ県単独分（R4 融資分））	29,086
消費税	12,785
商工会連合会活動推進事業補助（人件費）	4,410
事故賠償金	1,537
合計	44,049,646

③ 監査対象業務の選定

母集団のうち、執行額がおおむね5千万円以上の事業を対象とした。また、執行額が5千万円未満の事業であっても、所属ごとの偏りや事業目的等を勘案し、監査人が任意に抽出した。監査対象業務の選定過程をまとめると、次のとおりとなる。

項目	事業数	執行額（千円）
令和6年度歳出執行明細データ	443	48,883,582
直近の監査対象外の除外	▲31	44,049,646
母集団	412	4,783,936

（2）監査の方法

選定した監査対象事業について、調査票を送付して所管から回答を取得し、各補助事業の概要を把握した。調査票の内容については、本編を参照されたい。

また、当該調査票の入手に際し、事業実施計画書や成果指標に関する資料、効果検証資料も入手し、概要の把握につとめた。そして、以下の資料について、監査対象部署に対して原則としてデータでの提出を依頼し、閲覧した。

- ・ 事業に関する予定価格算出資料
- ・ 入札関連資料、見積合わせ実施資料
- ・ 業務実施報告書及び検査資料
- ・ 請求書等の支出関連資料

さらに、資料閲覧の結果、各所管課に対して監査人から質問リストを送付し、回答を入手するとともに、必要に応じて所管課の担当者との面談も実施した。

2 監査報告における「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合規性（適法性と正当性）の観点から、「経営に係る事業の管理」については経済性と効率性の観点から、判断している。

「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項又は違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 法令等に対する違反
- ・ 形式的には法令等に対する違反とはいえないが、行為の目的が、法令等が予定するものとは別のものである場合、法令等の運用の仕方が不十分あるいは不適切である場合又は社会通念上適切でない行為や不作為
- ・ 管理の経済性と効率性について重要性が高いと判断される指摘事項

「意見」

合規性（適法性と正当性）あるいは経済性と効率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 不正不当とまでは判断しないが、現状を継続することが適切ではなく、何らかの対応が必要であると考えられる事項
- ・ 行政の透明性を高め、あるいは効率性を向上させるために、改善又は改良することが良いと考えられる事項
- ・ あるべき姿の提言や参考となる見識

3 結果及び意見の要約

(1) 監査対象事業と結果及び意見

監査対象とした52件の事業について、15件の結果及び32件の意見が検出された。

(2) 以降で結果及び意見の要約を記載し、詳細な内容については本編を参照されたい。

所管所属	No.	事業名	執行額	結果及び意見
産業部観光局				
観光戦略課	1	奈良県外国人観光客交流館運営管理事業	165,846	意見 2
	2	奈良県観光 DX 推進事業	65,000	意見 3
	3	奈良県観光データ活用促進事業	31,480	意見 4
	4	知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進事業	13,000	意見 5

所管所属	No.	事業名	執行額	結果及び意見
	5	うまし奈良めぐり推進事業	11,664	意見 6
	6	まほろばキッチン内観光案内所運営事業	11,220	意見 7
観光力創造課	7	奈良県コンベンションセンター管理・運営事業（委託）	239,872	-
	8	奈良県観光キャンペーン事業（物件費）	138,709	結果 2、意見 8,9,10,11,12
	9	観光地域づくり推進事業	97,222	結果 3,4,5、意見 13
	10	奈良県ビジターズビューロー人件費補助事業	84,679	-
	11	Yamanobe Project 推進事業	56,275	結果 6
奈良まほろば館	12	「奈良まほろば館」管理運営事業 B（物件費）	148,678	意見 14
奈良公園室	13	奈良公園バスターミナル運営管理事業（物件費）	200,426	意見 15,16
	14	奈良公園バスターミナル施設管理運営事業（物件費）	120,898	
	15	奈良公園エリア観光地域づくり推進事業（物件費）	56,737	-
奈良公園室 奈良公園事務所	16	奈良公園環境改善事業	109,607	結果 7,8
	17	奈良公園古都保存事業（社会資本）	95,348	
	18	猿沢池周辺地区整備事業	53,105	
奈良春日野国際 フォーラム	19	国際フォーラム管理運営事業 B（物件費）	112,663	意見 17,18
	20	国際フォーラム管理運営一体化事業（物件費）	23,390	
産業部				
総務課	21	企画調整事業（物件費）	1,801	-
	22	行政課題対応経費（物件費）	246	-

所管所属	No.	事業名	執行額	結果及び 意見
産業創造課	23	御所 IC 工業団地整備事業 (普通建設)	509,255	-
	24	公設工業試験所等機械設 備拡充事業 (備品)	35,482	-
	25	工業団地脱炭素化推進事 業 (物件費)	27,530	-
	26	宿泊施設誘致営業力強化 事業 (物件費)	19,843	意見 19,20
	27	企業誘致営業力強化事業 (物件費)	7,101	-
産業振興総合セ ンター	28	産業振興総合センター運 営管理事業 (物件費)	50,777	結果 9,10、 意見
	29	オープンイノベーション 連携研究事業 (物件費)	2,593	21,22,23,24
	30	受託・共同研究推進事業 (物件費)	4,314	
経営支援課	31	特別高圧受電事業者支援 事業 (物件費)	126,112	意見 25
	32	奈良県地域産業振興セン ター貸付金償還金	98,502	-
	33	奈良県地域産業振興セン ター貸付金	42,000	-
	34	新型コロナウイルス感染 症対応中小企業金融支援 基金積立金	22,870	-
	35	中小企業デジタル化等支 援事業	9,567	意見 26
	36	小規模事業者等生産性向 上推進事業	32,000	-
	37	自動車燃料費支援事業	24,453	-
	38	起業家支援事業 (補助 費)	19,423	-
人材・雇用政策 課	39	オンラインを活用した職 業訓練推進事業 (物件 費)	74,028	-
	40	奈良労働会館本館屋上防 水・外壁等改修工事	59,116	-

所管所属	No.	事業名	執行額	結果及び意見
	41	外国人留学生等県内就労支援事業（物件費）	29,897	結果 11、意見 27
	42	東京圏からの移住支援金	24,450	-
	43	県内企業の採用力向上推進事業（物件費）	7,750	-
	44	人材紹介会社成約手数料補助金	22,064	-
	45	認定訓練運営費補助金（長期訓練）	10,925	-
奈良労働会館	46	奈良労働会館管理運営事業（物件費）	8,652	結果 12,13
中和労働会館	47	中和労働会館管理運営事業（物件費）	6,421	意見 28
高等技術専門校	48	離職者等職業訓練委託	213,179	-
	49	職業訓練実施事業（物件費）	7,213	-
産業会館	50	奈良県産業会館管理運営事業（物件費）	55,147	結果 14,15、意見 29,30,31,32
奈良しごと i センター	51	しごと i センター（奈良センター）運営事業（物件費）	1,336	-
	52	職業紹介推進事業（物件費）	1,054	-

（２）複数の所管課に共通する事項

結果 1

日付が記載されていない請求書を受領するケースが確認された。請求日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

意見 1

一部の委託契約について、契約書に委託額の変更規定があるにもかかわらず、履行確認時に支出実績の根拠資料を確認していない事例が確認された。また、変更規定がない契約で根拠資料を確認している事例も見られた。契約内容に応じた適切な精算を行うため、委託額の変更の可能性がある場合は、あらかじめ契約書に変更規定を明記するとともに、履行確認時に支出実績の根拠資料を確認することが望まれる。

(3) 産業部観光局

①観光戦略課

意見 2

奈良県外国人観光客交流館は、開設以来、毎年度 1 億円超の支出超過が継続している。しかし、事業開始時に想定した効果が発現しているのか、想定した収支と乖離していないのかの検証がなされているとは言い難い状況であった。今後の観光関連施設の整備や運営においては、事業を開始する段階で、目的達成のために必要なコストを想定し、実際に費やしたコストに対して想定した効果が発現しているのか、想定したコストとの乖離はないのか等を検証し、乖離が生じている場合には、事業の内容を適時に見直していくことが望まれる。

意見 3

県が開発・導入した奈良県観光リコメンドサービスである「ならいこ」について、事業開始当初に設定した成果指標は観光消費額や延べ宿泊数といった県全体の観光施策の成果指標であった。事業の開始にあたっては、事業の成果を直接的に測定できる指標を設定しておくことが望ましい。

意見 4

県が開発・導入した奈良県観光データ活用のツールである「みるなら」について、事業開始当初に設定した成果指標は観光入込客数や観光消費額、外国人旅行者数の増加といった県全体の観光施策の成果指標であった。事業の開始にあたっては、事業の成果を直接的に測定できる指標を設定しておくことが望ましい。

意見 5

知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進業務について、一定の成果をあげたとして令和 6 年度に事業を終了しているが、成果指標である県への観光入込客数にどの程度寄与したのかが評価されていない。事業の終了の検討にあたっては、成果をできるだけ定量的に評価し、今後の政策に反映させることが望ましい。

意見 6

うまし奈良めぐり推進事業について、一定の成果をあげたとして令和 7 年度の事業終了を予定しているが、事業目的が達成されたかの十分な分析が実施されているとは言い難い。事業の終了の検討にあたっては、中長期的な視点からの成果分析を実施し、今後の政策に反映させることが望ましい。

意見 7

令和 7 年度から、まほろばキッチン内観光案内所を無人化しているが、これまでの有人案内所での運営成果を整理し、観光施策への活用に向けた分析を行うことが望まれる。

②観光力創造課

結果 2

委託業務の履行確認にあたり、委託業者から提出された実績報告について、根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要である。支出実績について、その根拠資料を確認する必要がある。

意見 8

委託業務の成果が契約時の想定より減少しているにもかかわらず、値引き額の調整により、委託費額の変更は不要と判断している事例があった。成果が想定より減少している以上、委託費額は減少することが経済合理的である。

意見 9

「鉄道連携-SNS プロモーション業務」は、全国から誘客を図ることを目的としているが、実際の実施事業は認知度向上を目指した取組が主となっている。今後の事業展開を検討するにあたり、現在の認知度向上の取組と最終的な誘客の関係性を整理することが望まれる。

意見 10

「食の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション業務」（県内の宿泊プランの造成等を行う業務）において、予約者数や宿泊者数を事業開始時点で目標値として設定していない。想定される効果を事業開始時点で設定して事業実施の可否を検証するとともに、事業開始後は、想定した効果が発現しているかという観点で効果検証を実施することが望まれる。

意見 11

「～日本のこころ再発見～奈良の国宝めぐり デジタルスタンプラリー2025」事業について、所管課では、目標値をアクセス数（アプリの利用登録をした人員数）としているが、誘客を目的とした事業である以上、県内を訪れた人員数（実際に現地でスタンプを押印した人員数等）を目標値として設定することが望ましい。

意見 12

「世界遺産登録周年記念等を契機とした誘客プロモーション業務」は、県への来訪・周遊・滞在の促進を目指すことを目的として様々な事業を実施しているが、実際は認知度向上を目指した取組が主となっている。今後の事業展開を検討するにあたり、現在の認知度向上の取組と最終的な誘客の関係性を整理することが望まれる。

結果 3

委託業務の履行確認にあたり、委託業者から提出された実績報告について、根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要である。支出実績について、その根拠資料を確認する必要がある。

結果 4

委託業務の実績報告書の提出日が年月までしか記載していない事例があった。実績報告書の提出日は県の検査の実施期限の起算日となることから、実績報告書の提出日は年月日までの記載を求める必要がある。

結果 5

委託契約の支出実績について、総額は見積書と同額でありながらも、項目ごとの金額が変動している事例があったが、そのまま完了検査を実施していた。本委託契約は、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されていることから、特に見積額より増額されている項目については、より慎重に支出実績を確認する必要があると考えられる。履行確認を徹底する必要がある。

意見 13

委託業務内で選定する観光ステークホルダーの選定過程が記録として残されていなかった。透明性を確保するためにも、選定過程を議事録等で残すことが望まれる。

結果 6

委託業務の履行確認にあたり、委託業者から提出された実績報告について、根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要である。支出実績について、その根拠資料を確認する必要がある。

意見 14

契約書で調査権限が規定されていない委託業務があった。委託業務の適正な遂行を確認するために調査権限は重要であることから、調査権限を規定することが望ましい。

③奈良公園室

意見 15

奈良公園バスターミナルの大規模修繕について、一般会計で負担するのか特別会計で負担するのか方針が策定されていない。どちらで負担するのかにより、今後の修繕計画の策定や収支計画に影響するため、負担方針を策定することが望まれる。

意見 16

奈良公園バスターミナルに設置するレクチャーホールの稼働率を成果指標として設定していない。貸館である以上、稼働率を成果指標として設定することが望ましい。

④奈良公園室奈良公園事務所

結果 7

引渡書に記載された検査年月日が誤っている事例があった。書類の不備の確認を徹底する必要がある。

結果 8

日付が記載されていない請求書を受領しているケースがあったため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

⑤奈良春日野国際フォーラム

意見 17

奈良春日野国際フォーラムでは、6千万円を超える支出超過が発生している。県の財政負担の水準として適切か、収入と支出の両面から検討することが望まれる。

意見 18

委託業務において、1者入札が継続している事例があった。現在の調達方法が最善であるのか、改めて検討することが望ましい。

(4) 産業部

①産業創造課

意見 19

宿泊誘致営業力強化事業の成果指標は、奈良観光総合戦略にて公表している「令和7年度までに県内宿泊客室数を12,000室とする」としているが、アドバイザー派遣業務委託や、宿泊施設誘致PR事業業務委託などの個別事業の成果指標は定められておらず、これらの個別事業についても成果指標を設定することが望ましい。

意見 20

予定価格の算定において、事業ごとに業者から入手した参考見積額の平均値を採用している場合もあれば、最も低廉な価格を採用している場合もある。予定価格算定に関する所管課での運用ルールを規定することが望まれる。

②産業振興総合センター

結果 9

請求書の日付が収受印の日付後となっている事例があったため、請求書の日付の正確性の確認を徹底する必要がある。

結果 10

日付が記載されていない請求書を受領するケースが複数確認されたため、日付が記載された請求書を受領を徹底する必要がある。

意見 21

業者から徴取した参考見積書を、そのまま契約先を決定するための見積合わせで使用する事例が複数あった。予定価格の算定と見積合わせは目的が異なることから、それぞれで見積書を入手することが望ましい。

意見 22

予定価格の設定のために徴取した見積書に記載の交通費について、所管課では高速道路の利用料金であると認識しているが、走行区間の確認は実施していなかった。実費相当額を予定価格に反映する場合は、積算根拠を確認することが望ましい。

意見 23

外部資金の獲得目標を設定していないが、一般財源の負担を抑えながら研究活動の充実や地域企業との連携促進を図るためには、競争的資金を含む外部資金の獲得が欠かせないため、外部資金の拡充に向けた取組方針を明確にし、その進捗を把握することが望ましい。

意見 24

受託・共同研究の実施にあたり発生する間接経費を請求していないが、受益者である企業等に負担させるため、請求する体制を構築することが望ましい。

③経営支援課

意見 25

委託契約の仕様書に成果物として規定されたマニュアルの提出を受けずに履行確認を実施していた。所管課では他の成果物で代替できると判断して提出を求めなかったとのことであるが、成果物の変更に関して委託業者との合意記録を残しておくことが望まれる。

意見 26

委託先が実施するセミナーについて、県職員が立ち会うことで履行確認を実施しているが、業務の効率性の観点から、必要に応じてオンラインでの立会や録画での確認等の簡便な方法による履行確認も検討されたい。

④人材・雇用政策課

結果 11

仕様書と異なる方法で委託業務が実施されたにもかかわらず、委託費額の変更の可否を検討していない事例が見受けられた。委託費額の変更の可否を慎重に検討する必要がある。

意見 27

委託業務で企画したセミナーや説明会への参加企業に対し、業務の成果を把握するためにも、後追い調査を実施することが望ましい。

⑤奈良労働会館

結果 12

備品実査を実施していないため、現物管理の観点から、定期的に備品実査を実施する必要がある。

結果 13

日付が記載されていない請求書を受領するケースがあったため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

⑥中和労働会館

意見 28

中和労働会館の建物総合管理委託業務について、令和 6 年度は 1 者入札となった。業務開始直前に入札を実施していることが要因の一つとして考えられることから、入札時期を再考することが望ましい。

⑦奈良産業会館

意見 29

奈良県産業会館及び中和労働会館について、同会館建物のあり方が検討されていることを理由に、貸館の利用率の目標値を設定していなかった。しかし、事業を継続している以上、少なくとも単年度の目標値を設定する必要がある。

結果 14

日付が記載されていない請求書を受領するケースが散見されたため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

結果 15

事務誤りにより検査書の日付が納品日前の日付となっている事例があったため、検査書の作成及び承認時に日付の確認を徹底する必要がある。

意見 30

産業会館のあり方検討の結果、施設整備を実施して今後も活用していく方針となったが、投資効果を意識した整備計画を策定することが望まれる。

意見 31

委託業務において、1者入札が継続している事例があった。現在の調達方法が最善であるのか、改めて検討することが望ましい。

意見 32

委託業務の仕様書に記載すべき支払方法、支払条件が空欄となっている事例があった。支払時に取引先業者との間でトラブルとなる可能性もあることから、支払条件等の記載漏れがないよう、契約時に確認を徹底することが望まれる。

第3 総括的な所見

県は、都道府県別で最も多い数の世界遺産を有するなど、日本でも有数の観光資源を保有し、外国人観光客は全国でもトップクラスである。しかし、「安い、浅い、狭い」という言葉で表されるように、一人当たりの観光消費額や宿泊者数は低迷し、年間を通じて奈良公園エリアに観光客が集中している。このような状況を打破すべく、令和6年に奈良県観光戦略本部会議を立ち上げ、県内を4つのエリアに区分して、それぞれのエリアにフォーカスした実効性のある取組を推進している。具体的には、観光DXの推進や、データ活用推進、『観光地域カルテ』の取りまとめなどを実施している。また、県外への観光プロモーションの実施や、観光資源・観光コンテンツの開発なども、県の事業として積極的に取り組んでいる。

このように、観光産業は今後の成長が期待できると考えられるが、生産年齢人口はピーク時から25%も減少しており、成長の足かせになる可能性がある。実際、有効求人倍率は過去半世紀で最高水準に達しており、県内企業の人員確保は難しくなっている。県は、このような課題の解決に向け、「産業政策のパッケージ」と題して実績や成果、そして次年度に向けた新たな取組等を令和5年度から毎年、発表している。同パッケージでは、施策を8つの柱として分類し、その中の1つに「人材確保の抜本的強化」が掲げられている。

このように、観光振興施策と産業雇用振興施策は密接な関係を有し、両輪となって県の成長に貢献していく必要があるが、共通して次のような課題が見られた。

1 目標設定と効果検証の不備

KPIが未設定、または設定されていても事業単体の寄与度評価が行われていない事例が散見された。特に、観光振興施策において、プロモーション等を実施すれば観光客が増加することは確かであるが、どの程度増加するのかの想定が十分になされておらず、その結果、コストに見合った効果が発現しているのかの検証が不十分と言わざるを得ない事例が散見された。日本では、平成29年ごろからEBPM（エビデンスに基づく政策立案）という考え方が取り入れられ、政府の骨太方針にも取り入れられている。このような考え方は、監査対象となった事業でのKPIの設定に大いに役立つと考えられるため、参考にされたい。

EBPM（Evidence-Based Policy Making）とは

政策目的を明確化させ、その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながりを明確にし、このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組のことをいう。

なお、観光振興施策において、誘客という直接的に県内の観光消費額の増加を目的とした事業であるにもかかわらず、実際の事業内容は県内観光の認知度の向上に偏っている事例が散見された。事業の目的と実施内容、期待される効果の一貫性が重要であり、効果検証まで見据えた企画・実行が不可欠であることに留意されたい。

2 収支構造の脆弱性と公共的施設としての意義

支出超過が継続している複数の公共施設を監査対象としたが、収支の改善に向けた取組が十分ではない事例が見受けられた。これらの公共施設については、独立採算での運営は想定されていないため、一定の県負担が生ずることは理解できるが、財政負担の持続可能性には限界がある。各公共施設の意義を改めて見直し、どの程度の県負担まで許容されるのか、期待される効果と比較して決定することが求められる。そして、期待される効果以上にコストが発生しているのであれば、施設のあり方や運営方式の抜本的見直しを検討されたい。

豊富な観光資源というポテンシャルを十分に発揮し、県内の産業基盤の強化を目指していくためには、効果的に施策を推進していかなければならない。しかし、県財政には限界があることから、限られた財源を最大限に活用するため、エビデンスに基づいた目標設定と効果検証が不可欠である。今後の施策の推進にあたって、十分に考慮されたい。

以上